

## 法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) アクセス権の意義と問題点
- (2) 政策・計画変更と信頼保護に関する法的問題

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

YはA党の結党以来の幹部であり、1995年10月以来、A党所有の家屋に居住している（以下、「本件家屋」という。）。A党は最盛期には50人以上の国会議員を擁していたが、野党再編の波の中で分裂を繰り返し、2012年10月時点のA党所属国会議員は10名まで減少していた。そこで、A党はB党と合同し（その時点のB党の国会議員数は25名であった。）、X党を結成した。B党代表だったCが党首に、Yが副党首になった。CはB党系の議員で執行役員会（以下、「役員会」という。）を組織したため、役員6人のうち、A党系はYのみであった。なお、Yが居住する本件家屋はX党所有となった（2012年11月）。

A党とB党は結党以来、集団的自衛権行使の解禁に反対していたので、X党もその立場を基本政策としていた。しかし、衆議院の多数派と参議院の多数派が異なる「ねじれ国会」の下で、野党の協力なしには集団的自衛権行使の解禁を内容とする安全保障基本法の制定が不可能であると考えた与党のD党は、X党に対して連立を持ちかけた。その際、連立を組んで、安全保障基本法の制定に協力するのであれば、Cを国務大臣として入閣させると約束した（以下、「本件約束」という。）。Cはこの誘いに乗って、X党の基本政策の修正を役員会に対して指示した。役員会はYを除いてCの方針に賛成し、基本方針の修正のための議論を始めた（2014年11月）。

Cは、本件約束の件を役員会で報告したが、これは密約なので、メディア等の党外の者に漏洩することはもちろん、役員会に属さない一般議員に対して教えることも「反党行為」（【資料】X党規則10条1号を参照。）とみなすと発言した。この点についても、Y以外の役員は了承した。X党の方針転換と本件約束に激怒したYは、自らが出演したテレビ番組の中で本件約束のことを暴露し、Cと党役員に対する人格攻撃ともいえる発言をした（2014年12月）。

X党の役員会は、Yの行為はX党規則10条1号に該当するとして、Yを除名処分とした。なお、X党規則のうち、議員の除名に関わる規定は同条のみであり、除名の手続きに関する規定は存在しない。除名の決定をする役員会（処分対象者が役員の資格で出席することは認められていないので、Yは欠席した。）の席上、役員の中から、Yの言い分を聞くべきではないかとの意見も出たが、他の役員から、「D党との連立合意のためには、Yを直ちに除名する必要がある」、「Yは腹を決めて反党行為をしているのだから、彼の話聞くのは時間の無駄だ」との発言があったため、役員会はYの言い分を聞くことなしに上記処分を行った（2015年1月）。

Yが除名後も継続して本件家屋に居住していたところ、党員資格を失ったYは本件家屋に居住する権利がないとして、X党がYに対して家屋所有権に基づきその明渡しを求める訴えを提起した（2015年10月）。

設問：X党の請求に対するYの反論と、X党の再反論を示した上で、あなた自身の見解を明らかにしなさい。そして最後に、X党の請求が認められるか否かについての私見を示しなさい。ただし、借地借家法に関わる問題の検討は不要である。

【資料】X党規則（抄）

10条 本党の党員が、次の各号の一に該当することとなったときは、執行役員会の決議により除名することができる。

- 一 本党の目的に著しく反する行為をなし、または、党員として不名誉な行為をしたとき
- 二 前号のほか、党員としての適格性を著しく欠くと認められるに至ったとき

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に800字以内で答えなさい。

A市に住所を有するBは、2012年に交通事故で傷害を負ったため、それまでの仕事ができなくなった。そこで、Bは、職業訓練を受けつつ、雇用対策法（以下、「法」という。）18条に基づく職業転換給付金を受給していた。ところで、Bは、A市国民健康保険税の担当係員Cに対し、2013年と2014年について給与収入があった旨の国民健康保険税申告書を提出した。その給与収入はすべて職業転換給付金であったが、Cはこの点をBに確認しなかった。その結果、Bは、この申告書に基づき国民健康保険税に関する課税決定（以下、「本件処分」という。）を受けた。その後、Bは、法22条の存在を知ったが、うっかりと、本件処分に対するA市長への異議申立てをしないまま、異議申立期間が経過した。納税の督促等を受けたBは、本件処分を争う訴訟の提起を思い立ち、法22条からすればBに課税対象となる給与収入はないから納税しなくてよいと主張することを考えている。一方、A市は、本件処分の異議申立期間は経過しており、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請の観点から、本件処分を法的に争うことはできないと主張している。

設問：根拠となる法律と条文を示しつつ、Bがどのような訴訟を提起すべきかについて簡単に述べた上で、その訴訟においてBの主張は認められるか、自己の見解を含めて、論じなさい。

【資料】

雇用対策法（抄）

（職業転換給付金の支給）

第18条 国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者その

他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給することができる。

- 一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金
  - 二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金
- ……（以下省略）

（公課の禁止）

第 22 条 租税その他の公課は、職業転換給付金（事業主に対して支給するものを除く。）を標準として、課することができない。

……（以下省略）